

第31回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月30日(月)午後2時00分から午後2時39分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(19名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	16番	多田	篤
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	21番	湯佐	茂雄

4 欠席委員

	2番	小林	信也
	15番	高橋	孝二
	17番	黒田	龍司
	20番	佐久間	博孝
	22番	松本	誠

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 意見書に対する幕別町からの回答について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地の賃借料情報について

協議

第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第31回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に16番多田委員、18番吉田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、2番小林委員、15番高橋委員、17番黒田委員、20番佐久間委員、22番松本委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、意見書に対する幕別町からの回答について、令和4年11月30日に提出した意見書について、令和5年1月25日に幕別町から回答があったのでご報告いたします。</p> <p>本日、皆様にお配りしております書類の中に、報告第1号別紙とあります「町からの回答書」と、同じく報告第1号参考資料1とあります「意見書」がございますので、お手元にご用意ください。</p> <p>はじめに、お断りをさせていただきたいのですが、国及び町へは、10の事項について要請しておりますが、うち9つの事項については、継続要請でありますことから、過去の総会でご説明いたしましたことを踏まえ、本日は、内容の説明を割愛させていただくとともに、本年度、新たに要請いたしました、「世界情勢をめぐる農業への影響について」に重きを置きご説明させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>別添の報告第1号別紙「町からの回答書」ではありますが、こちらにつきましては、町長から本会会長宛に発出された、農業委員会からの意見に対する回答書の写しでございます。</p> <p>1ページの中段、2の項目、「世界情勢をめぐる農業への影響について」が、</p>

今年度、新たに要請した項目であります。

次に、別添の報告第1号参考資料1「意見書」の写しであります。こちらにつきましては昨年11月30日に町へ提出した意見書の写しでございます。

それでは、意見書の1ページ目をめくっていただきまして、2ページの中段、2の項目、「世界情勢をめぐる農業への影響について」をご覧ください。

要請内容であります。中国による輸出制限、ロシアのウクライナ侵攻などの混乱により、化石燃料やリン鉱石など農業関連物資は、世界的な需給逼迫状態に陥っており、これら多岐にわたる輸入品に依存する国内農業は、価格の急激な高騰により経営が圧迫され、先行きが不透明な状況になっています。

このような事態を受け、かつ、日本の食料生産基地である本町を含む十勝全体の現状を踏まえ、農業者が安心して事業を継続するため、3ページ上段にあります(1)から(5)の事項について、国等への働き掛けを強く求めているものであります。

はじめに(1)であります。クラスター事業により規模拡大を行った農業者は、期待したスケールメリットが打ち消され、多額の施設整備費償還金の返済が困難な状況にあることから、返済の一時猶予やコスト上昇に伴う経営圧迫分に係る補填等の支援策を講じるよう要請したことに対し、別紙の回答書の1ページ中段の(1)になりますが、多様な酪農・畜産経営の維持・強化及び収益性を向上させるため、計画的な投資が可能となるように、中長期にわたる畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充するよう、全国町村会をはじめ、北海道酪農振興町村長会議等を通じて、国に要望するとの回答になっております。

意見書の3ページにお戻りください。

次に、(2)であります。乳価のコスト上昇を適正に価格転嫁することについて、消費者の合意形成をはかるとともに、生乳生産計画量を維持するため、乳製品の消費拡大に向けた販売促進活動や企業の乳製品商品開発への支援を行うよう要請したことに対し、別紙の回答書の1ページ中段の(2)になりますが、酪農の経営危機や経営意欲の減退を防ぐため、生乳生産抑制がなく酪農家が生乳を安定的に生産するため、生産費増嵩を反映した単価設定とするとともに、国産の牛乳乳製品の需要・消費拡大対策を強化するよう、全国町村会をはじめ、北海道酪農振興町村長会議等を通じて、国に要望するとの回答になっております。

意見書の3ページにお戻りください。

次に、(3)であります。畜産・酪農の緊急対策として、子牛価格の急落に対する出荷奨励金を、買い手の付かない初生雄牛にも対応できるよう見直すよう要請したことに対し、別紙の回答書の1ページ下段の(3)になりますが、生産資材等の高騰に加え子牛の個体販売価格の暴落は、酪農・畜産経営に危機的な状況を及ぼしていることから、生産者の経営安定が図られるよう、全国町村会をはじめ、北海道酪農振興町村長会議等を通じて、国に要望するとともに、町においても飼料価格高騰対策事業を実施し農業者を支援するとの回答になっております。

意見書の3ページにお戻りください。

次に、(4)であります。畑作における減肥対策は、土壌診断とあわせて、既に多くの農家で必要量の下限まで低減しており、これ以上の減肥は収量減につながることから、事業の趣旨や農家負担の軽減も考慮した肥料価格高騰対策事業とするよう要請したことに対し、別紙の回答書の1ページ下段の(4)になりますが、生産者が安心して営農を継続できるよう必要な対策を講じるとともに、事業実施に必要な財源については、国が責任を持って措置するよう、全

国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望するとともに、町においても化学肥料購入費助成事業を実施し農業者を支援するとの回答になっております。

意見書の3ページにお戻りください。

次に、(5)になりますが、食料自給率向上に資する、本町はもとより十勝が連綿と堅持してきた畑作4品などの輪作体系を十分に考慮し、長期的な視点に立った国産農産物生産目標を策定するよう要請したことに対し、別紙の回答書の1ページ下段の(5)になりますが、国際情勢の深刻化や気候変動等を背景とした食料安全保障の観点から、過度な輸入に頼らない国産農畜産物の供給体制の確立に向けた総合的な対策を図るよう、全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望するとの回答になっています。

はじめにお断りをさせていただきましたが、新たな要請事項以外につきましては、本日、内容の説明を割愛させていただきますので、これらの回答につきましては、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第2号1番、2番について、説明をいたします。

事務局

報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告をします。

案件は、議案書2ページの、今月18日及び20日に町公社が利用調整を行った2件であります。

内容につきましては記載のとおりです。

以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番、2番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、

農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番から3番の案件は借換えのため、4番の案件は利用調整のため解約するものです。

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りをいたします。

議案第1号1番から4番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書1ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書2ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、北海道農業公社が一時貸付けを行っておりますが、後継者への経営継承に伴い、買受予定者の変更をするものであります。

計画要請の内容は、別添調査書4ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を、後継者へ移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号8番、9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページ下段から5ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。8番の案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであり、譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

また、9番の案件は、令和4年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであり、譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号8番、9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページ下段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は、令和4年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月19日に湯佐委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件につきましては、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は小林委員でありますので、本日総会を欠席しておりますので、私の方からご説明いたします。

本件は、今月19日に湯佐委員、松本委員、地区担当委員の小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、今日19日に湯佐委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。
議案第5号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、農地の賃借料情報についてご説明いたします。
農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に、「農業委員会は、農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うこと」と

定められており、幕別町農業委員会においては、平均額の2倍を超える貸借について、指導を行うこととなっております。

本日、ご審議いただく内容は、「普通畑と牧草畑の賃借料について」でございます。

議案にあります賃借料の金額につきましては、農地法第3条の規定による貸借の許可および農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権に伴う令和4年1月から12月までのデータを基に作成しております。

本日は、平均額のみご説明いたします。

はじめに、1番、畑（普通畑）の部です。

幕別地区低台の平均額は10,000円で前年と同額となっております。幕別地区高台の平均額は7,800円で、前年の7,500円から300円上がっています。忠類地区の平均額は4,000円で、前年の3,400円から600円上がっています。

次に、2番、畑（牧草畑）の部です。

幕別地区低台は案件がないため、有効な案件がありました平成23年の情報を記載しています。幕別地区高台は賃借料水準を算定すべき必要なデータ数に達していないため、有効な案件がありました令和3年の情報を記載しています。忠類地区の平均額は2,900円で、前年の3,000円から100円下がっています。

なお、賃借料情報の提供方法につきましては、農業委員会だより及びホームページにより周知いたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号について、記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町ホームページにより、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

協議第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局

協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。

委員の皆様には既にご承知のこととは存じますが、令和元年10月、全国の農業委員会において、農地法違反等に関する不祥事が1年間に4件起こり、農林水産省から2回の綱紀粛正の通知が発出されたところであります。

これを受けまして、同年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認され、本農業委員会では、令和2年1月29日に開催されました第31回総会から毎年ではありま

すが、1月に開催されます総会において、法令遵守の申し合わせ決議についてご協議いただき決定してきているところであります。

つきましては、北海道農業会議からは、毎年、同様の取組みを行う旨の依頼がありますことを踏まえ、本農業委員会ではこれに応ずることを是とし、昨年決議いただいたものと同様の内容ではありますが、本日、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、ご決議いただくよう提案するものであります。

ここで、確認の意味を含めまして、決議文を朗読いたします。

【決議文朗読】

以上でございます。

議長

提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
協議第1号について、原案のとおり決議することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決議することに決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第31回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。